

由来する神で、航海の守護神とされる。「三一二一〇二」天
后海神」参照。

- (11) 小火炮 小型の火器。
- (12) 鳥銃 鳥銃とも。火縄で点火する類の銃の総称。
- (13) 洋毯 毯は毛皮の敷物。外国製の毛皮の敷物か。
- (14) 鉄捶 かなづち、げんのう、ハンマー。
- (15) 舖蓋 上下の布団。
- (16) 小旧衣包 小型で布製の古着入れ。
- (17) 錢筐 錢函。金庫。
- (18) 小布錢包 小型で布製の錢入れ。財布。
- (19) 木桶 飲料水用の木製の桶。
- (20) 飯鍋 飯を炊く鍋。
- (21) 棕床 棕欄繩を編んで作られた敷物か。
- (22) 羅鏡 羅針盤。
- (23) 皮箱 トランク。鞆。
- (24) 貨箱 商品を箱に入れて荷造りしたもの。
- (25) 衣箱 衣類箱。つづら。

3-08-25

琉球国中山王世子尚泰より関係当局あて、山東省難民杜柏茂等を送還するに付き、便宜を図られたき旨、護送船の都通事鄭秉衡等に付した執照（同治二《一八六三》、七、十三）

琉球国中山王世子尚（泰）、護照を給発し以て関洋に憑らしめ、以て難人を送る事の為にす。

照らし得たるに、同治元年九月十九日、山東省登州府黄県の難人杜柏茂等十七名は、海船一隻に坐駕し、奉天府に到りて貨物を置買し、転じて上洋県に到りて貿易し、本籍に回らんと要するも、洋中にて風に遭い、飄いて本国属島の八重山与那国の洋面に入り、礁に攔りて撃碎せらるる有り。同治二年四月二十四日に至り、該地方官、送りて中山の牧港地方に到る。経に飭して例に照らして館に発りて安挿せしめ、飯食・衣服等の項を給与す。部文内の旨を奉じたるの事理に欽遵し、収養して解送せしめんとす。特に都通事の鄭秉衡等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に六十七員名を率領し、難人の杜柏茂等十七名を護送し、前みて閩省に詣らしむ。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に、王府、礼字第三百二十八号半印勘合の執照一道を給発して都通事の鄭秉衡等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して遲滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

風を被るの難人の名数

舵工の杜柏茂 水手の辛世昌 宋福慶

宋大位 馬永貴 王福林

王昭方 遇文彩 王文翰

戰元奉 李文萃 程振東

周敬祖 宋化令 郭連

季順 搭客の李上林

以上、共計十七名

護送の都通事一員 鄭秉衡 人伴四名

司養贍大使一員 齊思忠⁽¹⁾ 人伴四名

管船夥長・直庫二名 紅邦藩⁽²⁾ 高受福⁽³⁾

水梢共に五十五名

右の執照は都通事鄭秉衡等に付す。此れに准ぜられよ

同治二年（一八六三）七月十三日

注*語注は「三〇二一〇四」参照。

(1) 齊思忠 同治二年護送船の司養贍大使。

(2) 紅邦藩 嘉慶九〜光緒二年（一八〇四〜七六）。久米村系紅氏（和宇慶家）十七世。道光十三年黃冠、十七年過關理官、十八年都通事に陞る。道光十年讀書習礼のため閩に赴き、十二年帰

国。同治二年護送船の管船夥長。咸豐十年父の家統を継ぎ中城間切和宇慶地頭職を授かる（『家譜』二）『二一六頁』。

(3) 高受福 同治二年護送船の管船直庫。

3-08-26

琉球国中山王世子尚泰より同治帝あて、皇太后へ尊号を奉る
宝詔の頒賜に感謝する旨の表文（同治二《一八六三》、□、□）

琉球国中山王世子臣尚泰、誠惶誠恐、稽首頓首して、謹んで表を奉り言を上る。

伏して以うに、母儀不いに著るれば、椒宮は令徳の光に瞻され、坤道順承すれば、蘭掖は慈徽の美を播くす。龍章を海外に錫われば、懿号は式て崇められ、鳳詔を雲中より頒かたるれば、洪称は特に普らる。普天に慶び溢れ、率土に歡び騰る。

欽んで惟うに、皇帝陛下、瑞を蘿凶に集め、歡を椒寝に承く。九陛は二儀の撰を合せ、昌燕も釐を延き、兩宮は一徳の孚を徴し、龐鴻も運を翊く。

臣泰、蟻封の荒服、蛟島の外藩にして、欣ばしくも午運の泰交するに逢い、恭しく寅陛の異命を仰ぐ。懿行を闡揚したれば、九重は用て夫の孝思を展げ、隆儀を肇挙したれば、六幕は同に夫の淑範を欽む。綏懷備に至りて感激涯り無し。謹んで陪臣の馬文英・毛克述等を遣わし、恭しく巍闕に趨きて誠を献げ、虔しく表章を附して悃を伸べしめんとす。

伏して願わくは、堯天普く覆い、舜日増々輝き、恩は埏垓に浹くし、広く儋耳貫胃の域を被い、仁は区宇に周くし、覃いに雕題漆趾の郷にも敷かれんことを。則ち玉燭常に調い、億万姓も成な